

# みんなでささえる 国保会計



## ～100万円の医療費 その内訳を見てみると～

■ 例えば、1人の方が病気などで医療機関に入院し、1カ月に100万円の医療費がかかったとします。(30歳で住民税が課税されている世帯の方とします。) その医療費はどのように負担されているのでしょうか。

1. 通常、義務教育就学の方から69歳までの方の自己負担割合は3割ですので、医療機関の窓口で支払う金額(自己負担額)は30万円となります。

黒潮町国保会計(7割)70万円	自己負担(3割) 30万円
-----------------	------------------

2. ただし、自己負担額が一定の限度額を超えた場合、「高額療養費制度」により自己負担額を約8万円で抑えられ、残り22万円は国保会計から支出します。

黒潮町国保会計70万円+22万円=92万円	※高額療養費制度により22万円は国保会計から支出	自己負担(限度額) 8万円
-----------------------	--------------------------	------------------

3. 100万円の医療費の内訳はつぎのとおりとなっています。

国・県支出金 33万円	交付金 29万円	国保税 13万円	町支出金など 7万円	国保の基金 10万円	自己負担 8万円
----------------	-------------	-------------	---------------	---------------	-------------

※平成22年度実績の支出割合を基に算出しました。

### ■ 高額療養費制度とは

#### 【自己負担額が高額になったとき】

医療機関などに支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請をして認められると、高額療養費として後から払い戻されます。

自己負担限度額は69歳以下の方と70歳以上の方で異なります。

#### 【入院したとき】

入院することとなった場合、一医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までに行うことができます。自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なりますので、あらかじめ役場の国保の係に「限度額適用認定証」の交付を申請してください。認定証を医療機関の窓口に表示することにより、支払いが自己負担限度額までとなります。

#### 【高額療養費の計算】

- 病院や診療所ごとに計算します(入院と外来は別計算です)。ただし、院外処方箋により薬局で自己負担額を支払った場合は、処方箋を交付した医療機関での自己負担額に合算します。
- 差額ベッド料や保険診療の対象とならないものは除きます。
- 入院中に負担する食事代および居住費の標準負担額は合算されません。

○お問い合わせ・届け出

【本 庁】健康福祉課 国保係

☎43-2116(直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3111(直通)